

生駒市規則第20号

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月28日

生駒市長 山下 真

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための生駒市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月生駒市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る。）」の次に「、金銭信託」を加え、同条第2項から第5項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

様式第1号及び様式第2号中

「4 預金・貯金・郵便貯金」を「4 預金・貯金」に改め、

「(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額	円
---------	---

(注) 通常郵便貯金を除く。 を削り、

5 金銭信託

元本の総額	円
-------	---

「6 有価証券」を「5 有価証券」に改め、「社債券」の次に「、金銭信託」を加え、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に、「7

自動車・船舶・航空機・美術工芸品」を「6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品」に、「8 ゴルフ場の利用に関する権利」を「7 ゴルフ場の利用に関する権利」に、「9 貸付金」を「8 貸付金」に、「10 借入金」を「9 借入金」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。